



弁護士知財ネット理事長

弁護士 末吉 亙

秘密管理性に関する 実務的ポイント2020

@営業秘密官民フォーラム (2020.6.12)

通産省知的財産政策室監修『営業秘密―逐条解説改正不正競争防止法』〔平成2(1990)年〕

秘密管理性は、「当該営業秘密について、従業員、外部者から、認識可能な程度に客観的に秘密の管理状態を維持していることを要し、具体的には、①当該情報にアクセスした者に当該情報が営業秘密であることを認識できるようにされていること、②当該情報にアクセス出来る者が制限されていること、といった状況が考えられる」

経産省知的財産政策室・平成15(2003)年1月30日 以降・営業秘密管理指針

■秘密管理性要件として、(1)情報にアクセスできる者を制限するなど、当該情報の秘密保持のために必要な合理的管理方法がとられていることと、(2)当該情報にアクセスした者につき、それが管理されている秘密情報であると客観的に認識することが可能であることとの2要件が必要

■平成27(2015)年1月の指針改訂で、(1)のアクセス制限は(2)の認識可能性を担保する一つ的手段であり、情報にアクセスした者が秘密であると認識できる場合に十分なアクセス制限がないことを根拠に秘密管理性が否定されることはない・・・前掲逐条解説と同趣旨であり、同改訂には正当性がある

本判決—東京高判平成29・3・21(判タ1433号80頁)〔通信教育等／顧客情報〕…上記指針改訂に対応して認識可能性要件を重視した刑事判決

①秘密管理性を要件とした趣旨は、事業者保有情報に接した者に、当該情報を使用等することの可否を予測可能にして情報の自由利用を阻害しないため、②よって、当該情報が秘密として管理されているためには、当該情報にアクセスした従業員や外部者に、当該情報が秘密であることが十分に認識できるようにされていることが重要で、その為、当該情報にアクセスできる者を制限するなど、保有者が当該情報を合理的な方法で管理していることが必要、③上記①の趣旨からは、客観的認識可能性こそが重要であり、アクセス制限の点は秘密管理性の有無を判断する上で重要な要素だが独立の要件ではない、④よって、本件顧客情報へのアクセス制限に不備があったとしても、当該情報に接した者が秘密であると認識できれば、全体として秘密管理性の要件は満たされていたというべき。

本判決以前，秘密管理に不十分さがあっても秘密管理性要件を充足するとする民事判決

■名古屋地判平成20・3・13(判時2030号107頁)[産業用ロボットシステム製造販売／設計図面等](原告Xが仕入先や得意先に対して・・・設計図等の提供行為を行っていたことにより，Xの従業員において，仕入先や得意先に対して求められる情報管理がその程度の緩やかなものでよいと認識することになるとしても，**設計図等が営業秘密であって自己又は第三者のために流用することが許されないという認識又は認識可能性が失われるものとは認められない**)

■大阪高判平成20・7・18[平20(ネ)245号][バッグ販売／営業情報](一審原告Xは，本件誓約書を作成したころに，同様の書面を上記秘密事項を知りうる立場にあると判断された営業関係の従業員全員に作成させて秘密保持義務を課すなどしたものであるから，Xが**同情報を知りうる立場にある従業員全員に本件誓約書と同じ体裁の書面を作成させて秘密保持義務を課した**ことにより，従業員との関係で客観的に認識できる程度に對外的に漏出しないように，上記情報(X商品の販売先業者名，当該業者への販売価格，仕入価格)が秘密として管理されていたものと認めるのが相当)

本判決以降も、同趣旨民事判決あり

■大阪地判平成30・3・5〔平28(ワ)648号〕〔医薬品配置販売／顧客情報〕(顧客情報に関し、物理的管理が徹底されていたと言い難い事情があるが、規範的な管理に加え、配置販売業者にとっての顧客情報の重要性に鑑み、従業員らにとっても秘密管理の対象とされるべきものであると認識可能な措置は執られていた)

■知財高判平成30・3・26〔平29(ネ)10007号〕〔ケーブルテレビ関連機器製造販売／ソースコード等〕(本件情報に秘密管理措置が講じられていることは明らか(就業規則の秘密保持義務規定、情報セキュリティ教育、本件情報の秘密指定、社内ファイルサーバ内フォルダにアクセスできる従業員の限定)で、仮に、アクセス権限のない従業員がアクセス可能な従業員からデータをプリントアウトしてもらうといった運用が業務上の必要に応じて行われることがあったとしても秘密管理措置が形骸化されてはいない)

まとめ

これらによれば、秘密管理性は、企業の秘密管理意思が従業員・第三者に対し認識可能である**秘密管理措置**の存在が主要な立証命題であり、秘密管理の不徹底は秘密管理措置を攻撃する間接事実のひとつに過ぎない。

参考資料

□ 弁護士知財ネット営業秘密官民フォーラムメールマガジン掲載コラム

- 営業秘密官民フォーラムメールマガジン掲載コラム 第41回 | 営業秘密における秘密管理性と情報セキュリティ
- 営業秘密官民フォーラムメールマガジン掲載コラム 第43回 | どのように営業秘密を管理すればよいのか。
- 営業秘密官民フォーラムメールマガジン掲載コラム 第44回 | 守秘義務が課されていた営業秘密を取得した場合 ~知財高裁H30.1.15を題材に~

□ 末吉亙「営業秘密-保護の経緯と秘密管理性-」東京大学法科大学院ローレビュー9巻157頁〔2014年10月〕

[http://www.sllr.j.u-tokyo.ac.jp/09/papers/v09part08\(sueyoshi\).pdf](http://www.sllr.j.u-tokyo.ac.jp/09/papers/v09part08(sueyoshi).pdf)